

## 一般消費者の生活の用に供するための製品（適用除外）の範囲

種類別販売形態別の当てはめ：主に業務用に製造されるものであって、かつ食品に混ぜる（そのままでは食用としない）ものを、表示・通知義務の対象とします。以下に具体的な例を示します

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用（○）、適用外（×））
例1) 醤油、味噌	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例2) 清酒、ウイスキー、焼酎、ワイン等酒類	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外 （飲食店向け、食品工場向けも対象外です。なお、最終製品である酒類になる前の、高濃度原料は適用です）
例3) 食酢	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例4) マヨネーズ、ドレッシング、ドレッシングレッシングタイプ調味料	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例5) 液体調味料（つゆ、たれ、だし、ソース、エキス等）	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例6) バニラエッセンス、紅こうじ色素、クチナシ色素	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのをダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用に瓶（1kg）で販売 ○ 業務用瓶と同等のサイズ（1kg）のをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用に缶（18L）、ドラム缶（200L）で販売
例7) 除菌剤	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 ○ 業務用に缶（17L）で販売 ○ 業務用と同等のサイズ（17L）のをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にドラム缶（200L）
例8) ふくらし粉（ベーキングパウダー）、ミョウバン	塩化アンモニウム、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのをダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用にアルミパウチ（500g / 1kg / 2kg）で販売 ○ 業務用袋と同等のサイズのをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にクラフト袋(20kg)で販売
例9) 日持ち向上剤	酢酸	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売
例10) アジピン酸	アジピン酸	○ 業務用にクラフト袋（5kg）で販売
例11) 水酸化ナトリウム（固型、希釈液）	水酸化ナトリウム	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売(希釈液) ○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売(固型) ○ 業務用コンテナ、ローリーで販売（希釈液、固型）
例12) 酸化チタン	二酸化チタン	○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売
例13) さらし粉	次亜塩素酸カルシウム	× 一般消費者向け商品と同等のサイズのをダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用と同等のサイズ（20g錠剤×100錠/10袋入）のをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にダンボールケース（20kg）で販売